



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	3
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	6
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「最も近い」の次に「同号に規定する休日、」を加える。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「同 センター長（課に置かれたセンターを除く。）」を「同 センター長
同 室長（広報室
（課に置かれたセンターを除く。））」に、「本庁室長」を「本庁室長（広報室長を除く。））」に、「統括調整監」を「統
括調整監
長に限る。）」に、「上席出納監察監」を「上席出納監察監
自治研修所部長」に改め、「自治研修所副所長」を削り、「消防学校副校
長」を「消防学校副校長
中山間地域研究センター研究調整監」に改める。

別表第6中 「 隠岐郡隠岐の島町中村 | 隠岐の島警察署中駐在所 | を削り、
」

「 隠岐郡隠岐の島町都万 | 隠岐の島警察署都万駐在所 | を
」

「 隠岐郡隠岐の島町都万 | 隠岐の島警察署都万駐在所 |
隠岐郡隠岐の島町中村 | 隠岐の島警察署中駐在所 | に改め、
」

「 大田市山口町山口 | 大田警察署山口駐在所 | 及び
」

「 浜田市金城町波佐 | 浜田警察署波佐駐在所 |
浜田市弥栄町長安本郷 | 浜田警察署弥栄駐在所 | を削り、
」

「 邑智郡美郷町築瀬 | 川本警察署吾郷駐在所 | を
」

「 大田市山口町山口 | 大田警察署山口駐在所 | に、
」

江津市桜江町大貫	江津警察署川越駐在所	を
」		
「		
江津市桜江町大貫	江津警察署川越駐在所	に改め、
浜田市金城町波佐	浜田警察署波佐駐在所	
浜田市弥栄町長安本郷	浜田警察署弥栄駐在所	
」		
「		
鹿足郡吉賀町立河内	高速道路交通警察隊浜田分駐隊六日市詰所	を削る。
」		

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する特例に係る読替え)
- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号。以下「改正条例」という。）附則第9項の規定による扶養手当に関する特例に係る職員の給与の支給に関する規則（以下「職員給与規則」という。）第8条及び第11条の4第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第9条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）附則第9項の規定により読み替えられた条例第9条第1項」とする。
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正条例附則第10項の規定による扶養手当に関する特例に係る職員給与規則第8条及び第11条の4第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第9条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）附則第10項の規定により読み替えられた条例第9条第1項」とする。
- 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正条例附則第11項の規定による扶養手当に関する特例に係る職員給与規則第8条及び第11条の4第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第9条第1項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第50号）附則第11項の規定により読み替えられた条例第9条第1項」とする。
(特地勤務手当に関する経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に隠岐の島警察署中駐在所、大田警察署山口駐在所、浜田警察署波佐駐在所、浜田警察署弥栄駐在所又は川本警察署吾郷駐在所に勤務する職員については、当該職員が施行日から引き続いて当該駐在所に勤務する間、隠岐の島警察署中駐在所にあっては当該駐在所をこの規則による改正後の職員給与規則別表第6に掲げる公署のうち同表の級別区分の欄が4級地である公署に該当するものと、大田警察署山口駐在所、浜田警察署波佐駐在所及び浜田警察署弥栄駐在所にあっては当該駐在所を同欄が2級地である公署に該当するものと、川本警察署吾郷駐在所にあっては当該駐在所を同欄が1級地である公署に該当するものとそれぞれみなして、改正後の職員給与規則の規定を適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「正規の試験」の次に「（職員採用経験者試験を除く。）」を加える。

第14条第1項中「（人事委員会の定める者）」を「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で人事委員会の定めるもの）」に改め、「決定されたもの」の次に「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で人事委員会の定めるものを含む。）」を、「年数を超える年数」の次に「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で人事委員会の定めるものについては、人事委員会の定める年数）」を加え、同項第1号中「（決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない者で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより得られる経験年数）」を削る。

別表第8備考中4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

3 人事委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級2級欄に掲げる必要経験年数は、「大学卒業程度」にあつては2年、「短大卒業程度」にあつては5年、「高校卒業程度」にあつては7年とする。

4 人事委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級3級欄に掲げる必要経験年数は、「大学卒業程度」にあつては6年、「短大卒業程度」にあつては9年、「高校卒業程度」にあつては11年とする。

別表第18備考2中「備考の3」を「備考の5」に改め、同表備考3中「備考の4」を「備考の6」に改め、同表備考5(10)中「総合土木の業務に従事する職」を「林業、総合土木及び建築の業務に従事する職（人事委員会が別に定める者に限る。）」に改め、同表備考5中(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 職業訓練指導員

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条ただし書中「休日（）」を削り、「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第1号」に改め、「を除く。）」を削り、「最も近い」の次に「同号に規定する休日、」を加える。

別表第13中「松江商業高等学校」の次に「、宍道高等学校」を加え、「、宍道高等学校」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する特例に係る読替え）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第51号。以下「改正条例」という。）附則第8項の規定による扶養手当に関する特例に係る県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「県立規則」という。）第34条の2及び第35条の4第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第19条第1項」とあるのは、「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第51号）附則第8項の規定により読み替えられた条例第19条第1項」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正条例附則第9項の規定による扶養手当に関する特例に係る県立規則第34条の2及び第35条の4第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第19条第1項」とあるの

は、「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第51号）附則第9項の規定により読み替えられた条例第19条第1項」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正条例附則第10項の規定による扶養手当に関する特例に係る県立規則第34条の2及び第35条の4第2号の規定の適用については、これらの規定中「条例第19条第1項」とあるのは、「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年島根県条例第51号）附則第10項の規定により読み替えられた条例第19条第1項」とする。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部自治研修所の項中「副所長」を「部長」に改め、同部高等技術校の項中「総務課長」を「総務課長総務企画課長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第77町長部局の項中「財政課長補佐」を「企画財政課長補佐（財政担当に限る。）」に改め、同表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会事務局	課長 主査
----------	-------

別表第78を次のように改める。

別表第78

隠岐の島町

機 関	職
議会事務局	局長
会計管理者	会計管理者
町長部局	課長 室長 支所長 出張所長 課長補佐（行政又は職員担当に限る。） 係長（行政又は職員担当に限る。）
教育委員会事務局	課長
中央公民館	館長
小学校	校長 教頭

中学校

校長 教頭

別表第81教育委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成29年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

	「 課長 政策企画監 管理監 室長 センター長 管理所長 上席調整監 政策調整監 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 統括出納監察監 上席出納監察監 出納監察監 副センター長 防災危機対策監 」	「 課長 政策企画監 管理監 室長 センター長 管理所長 上席調整監 政策調整監 統括指導監査監 指導監査監 統括保健指導監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 統括出納監察監 上席出納監察監 出納監察監 副センター長 防災危機対策監 」	を に改め、同部自治研修所の
--	---	--	-------------------

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中
 「 副所長 を 部長 に改め、同部美術館の項中
 」

「 | | | 副館長 | を
」

「

| 課長 | | | 副館長 | に改め、同部女性相談センターの項中
」

「

| | 所長 | | | 課長 | 所長 | に改め、同部県土整備事務所の項中
| 分室長 | を | 分室長 |
」

「

| 課長 | | | 課長 | | | に改め、別表の4の表知事の事務部局の部中山間地域研究センターの項中
| 管理所長（ダム | を | | |
| 及び浜田港湾） | | |
」

「

| 部長 | | | 部長 | | | に改め、別表の6の表知事の事務部局の部保健環境科学研究所の項中
| 研究統括監 | を | 研究統括監 |
| | | 研究調整監 |
」

「

| | | | | 部長 | を
」

「

| 臨床検査技師 | 臨床検査技師 | ※主任 | ※主任 | | 部長 | に改める。
」

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。